

杉並区立自転車駐車場条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年9月29日

杉並区長

岸本聡子

#### 杉並区規則第98号

杉並区立自転車駐車場条例施行規則の一部を改正する規則

杉並区立自転車駐車場条例施行規則（平成6年杉並区規則第8号）の一部を次のように改正する。

第3条中「指定納付受託者」の次に「（以下「指定納付受託者」という。）」を加える。

第3条の3第4項中「納付」の次に「（指定納付受託者に使用料の納付を委託する場合にあっては、使用料の納付を委託）」を加える。

第14条中「第3条の3第2項及び第4項中」を「第3条の3第2項中」に、「第6条の2の見出し」を「同条第4項中「使用料を納付（指定納付受託者に使用料の納付を委託する場合にあっては、使用料の納付を委託）」とあるのは「利用料金を納付」と、第6条の2の見出し」に改める。

別表第2（2）に次のように加える。

|                |
|----------------|
| 杉並区立西永福北自転車駐車場 |
|----------------|

附 則

この規則は、令和8年9月30日から施行する。